
プロジェクト **税効果会計**
項目 **本日の審議事項**

これまでの検討事項

1. 企業会計基準委員会は、2017 年 6 月 6 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表をした。
 - 企業会計基準公開草案第 60 号『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号(企業会計基準適用指針第 26 号の改正案)「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（案）」
2. 本公開草案のコメント期間は 2017 年 8 月 7 日までであり、15 通のコメント・レターが寄せられた。
3. これまでの税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び企業会計基準委員会では、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案の審議を専門委員会において 4 回、企業会計基準委員会において 3 回行った。

本日の審議事項

4. 本日の企業会計基準委員会では、これまでの検討内容を踏まえた上で、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案について、引き続き審議を行う（審議事項(4)-2)。なお、評価性引当金の定義に関する事項（コメント 40）については、次回以降に検討を行う。
 - 質問 3-2 以降
 - 第 55 回税効果会計専門委員会（2017 年 10 月 6 日開催）で別途検討した論点に関する記載の確認（(分類 1)における回収可能性適用指針の改正（コメント 3 及び 6）、未実現損益の消去に関する税効果（コメント 9）等）
5. また、これまでの検討を踏まえた上で、公開草案に仮に事務局の修正の提案を反映した場合の以下の文案についても検討を行う。

審議事項(4)-1

- ・ 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の文案（審議事項(4)-3）
 - ・ 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の文案（審議事項(4)-4）
 - ・ 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の文案（審議事項(4)-5）
 - ・ 「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」の文案（審議事項(4)-6）
6. なお、第 55 回税効果会計専門委員会及び第 370 回企業会計基準委員会（2017 年 10 月 12 日開催）において聞かれた意見は、審議事項(4)-7 に記載している。

以 上